

(別紙)

本郷産業廃棄物最終処分場の管理体制の強化等を求める意見書

本市議会は、平成30年10月25日に「産業廃棄物最終処分場の設置許可にあたっては、十分な安全性の担保と民意への配慮」を求める「水道水源の保全に関する決議」を議決するとともに、令和5年7月14日には、広島県に対して「水源の保全に関する意見書」を提出するなど、市民の不安を取り除けるよう対応してきたところです。

しかし、令和4年9月に本郷産業廃棄物最終処分場の運用が開始されてから2年余りの間に、水質の基準値超え等により4回の行政指導が行われる事態となっており、こうした状況から、地域住民は、井戸水の利用を控えたり、家業として営んできた農業を断念するなど、地域の環境悪化への不安は極限に達しています。

こうした状況に鑑み、本市議会は、広島県に対し、水質の基準値超過の早急な原因究明と改善の実現を求め、次の事項を強く要望します。

- 1 度重なる行政指導を踏まえ、厳正な対応を行うこと。
- 2 展開検査の適正な実施に向けた指導を徹底すること。
- 3 水質検査の実施など行政検査を今後も継続すること。
- 4 住民説明会の開催など適宜地域住民に情報提供をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和7年3月11日

三 原 市 議 会

広島県知事 あて